

総税企第64号  
平成26年6月13日

各都道府県知事  
各都道府県議会議員  
各指定都市市長 殿  
各指定都市議会議員

総務大臣

地方税法施行令、同法施行規則の改正等について

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第212号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成26年総務省令第53号）は平成26年6月13日にそれぞれ公布され、平成28年4月1日より施行されることとされたので、次の事項に留意の上、適切に運用されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知されるようよろしく申し上げます。

## I 総括的事項

「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」（平成26年4月1日総税企第47号）の特記事項4のとおり、国際課税原則の総合主義から帰属主義への見直しに関する地方税法施行令及び地方税法施行規則の改正（法人住民税及び法人事業税に係る部分に限る。）を行うこととした。

## II 地方税法施行令等の改正に関する事項

### 第1 道府県民税及び市町村民税に関する事項

- (1) 外国法人の事務所又は事業所について、法人税法に規定する恒久的施設とすることに伴う所要の規定の整備を行うこととした（旧令7条の3の5）。
- (2) 恒久的施設を有する外国法人に係る繰戻還付金の繰越控除について、控除対象還付法人税額を恒久的施設に帰属する所得に対する法人税額及び恒久的施設に帰属しない所得に対する法人税額の区分ごとに計算することに伴う所要の規定の整備を行うこととした（令8条の20、8条の21、48条の11の9、48条の11の10）。
- (3) 外国法人に係る外国税額控除制度の創設に伴い、外国税額控除の限度額の計算方法等を定めることとした（令9条の7、48条の13）。

### 第2 事業税に関する事項

- (1) 外国法人の恒久的施設について、細目を定めることとした（令10条、20条の2の24）。
- (2) 付加価値割の課税標準である付加価値額のうち純支払利子について、内国法人の本店等と国外事業所等との間の内部取引に係るもの又は外国法人の本店等と恒久的施設との間の内部取引に係るものを対象に追加することとした（令20条の2の7、20条の2の8）。
- (3) 付加価値割の課税標準である付加価値額のうち純支払賃借料について、内国法人の本店等と国外事業所等との間の内部取引に係るもの又は外国法人の本店等と恒久的施設との間の内部取引に係るものを対象に追加することとした（令20条の2の11、20条の2の12）。
- (4) 恒久的施設を有する外国法人の付加価値割の課税標準である付加価値額のうち単年度損益について、恒久的施設に帰属する所得の金額又は欠損金額及び恒久的施設に帰属しない所得の金額又は欠損金額の合算額とすることに伴う所要の規定の整備を行うこととした（令20条の2の14、20条の2の15、20条の2の16）。
- (5) 恒久的施設を有する外国法人の所得割の課税標準である所得について、恒久的施設に帰属する所得の金額及び恒久的施設に帰属しない所得の金額の合算額とすることに伴う所要の規定の整備を行うこととした（令21条の2、21条の3、21条の4）。

### 第3 その他

国際課税原則の総合主義から帰属主義への見直しに関する地方税法施行令及び地方税法施行規則の改正（個人住民税及び個人事業税に係る部分に限る。）については、平成27年度改正において措置する予定であること。

（備考）この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

「令」：地方税法施行令（昭和25年政令第245号）

「旧令」：地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第212号）による改正前の地方税法施行令